

Title	正価思想史概観
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.10 (1940. 10) ,p.2049(711)- 2093(755)
JaLC DOI	10.14991/001.19401001-0711
Abstract	
Notes	皇紀二千六百年慶應義塾大學部設立五十年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401001-0711

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

業・綿業其他の諸分野の技術をも——以てわが國近代的産業技術の發展法則を把へること、換言すれば、大把みに言つて、鐵・犁に骨化・表現された主穀生産の生産力の社會的（例、土地利用・水利に關する諸慣行等）並びに自然的（例、氣候・土壤・水・地形等）諸制約、及び旋盤・フライスに骨化・表現された工作機械生産の生産力の社會的（例、前大工業的諸經營形態の殘存、軍需生産の指導性等）並びに自然的（例、砂・水・地形・位置其他の立地的自然、資源的自然等但し、自然的の歴史性に注意）諸制約のヴェールを、經濟學的認識と農學・工學的認識の現段階的諸成果に依據しつつうち剝し、以て技術のうち固定化歴史化された自然の諸屬性、即ち自然科學的乃至農・工學的諸法則——機械學的と化學的と——（例、効率）の特殊社會的發現形態がいかなる現實的偏奇を受けてゐるかを開示し、更に進んで、日本の近代的産業技術の發展を他の諸社會構造に於ける産業技術の發展と停滯とに比較對象し、以て短を捨て長を攝るべきことを暗示し、就中「大東亞共榮圈」内に於ける水田耕作の具體的諸形態を技術の側から再検討すること、これテヒノロギイの一つの課題である。加之、テヒノロギイは歴史科學として、一方嚴密な意味での人間史の端初を畫したものであるとしての「東洋的社會」の構造を、技術の飛躍といふ視點から、考古學的諸成果に依據しつつ、技術史の側から検討し、他方停滯的な歴史諸條件を農業生産のうち維持しつつ、偏僻な人間史的發展を畫してきた例へば支那社會の、技術史的裏づけをも、自らの課題とする。かくて、技術の歴史科學は、技術のもつ二重性の故に、自然科學並びに社會科學の現段階的認識を前提としてのみ、過去の諸構造に於ける技術の發展と停滯とを、更に一の技術的形態から他への具體的な飛躍とを照明することができ、換言すれば、技術の「ファゼオロギッシュ」形相學、な類型學と「プロノロギッシュ」年代學）な敘述とを新たな見地からうちたてることができらる。

（皇紀二六〇〇・十・二〇）

正價思想史概観

高橋 誠 一郎

古典經濟學の出現以後、價格は純乎たる市場現象として考察せられ、其の決定は、能ふ限り低廉なる價格を以つて購入し、出來得る限り高直なる價格を以つて販賣を行はんとする經濟的動機によつて支配せらるゝを原則とするものと思惟せらるゝに至つた。斯くの如き推定の下に古典的價格理論は成立する。然しながら、縱令ひ、自由競争原理が一般に承認せられつゝある社會に於いても經濟的原因の作用を攪亂する幾多の動力が存して居り、實際上、倫理的、社會的、國民的、宗教的、心理的並びに慣習的原因が種々様々に價格形成の上に作用するが故に價格形成の自然法なるものは存することがないとも稱し得られる。殊に自由競争が一般に行はるゝことのなかつた時代に在つては、法制及び慣習によつて價格の決定を見た場合が甚だ多い。洵に價格機構は今日に至る迄未だ會つて完全なる自律を享有することがなかつた。凡そ物には正しき價が存する、賣るにも此の正しき價を以つてし、買ふにも此の正しき價を以つてす可きであると云ふ思想は長く經濟觀念中に存してゐた。而して古典的價格學說たる生産費法則

の如きすら一種の正價理論と観るを得可きものである。

二

ラガン王朝時代の古代バビロニアに於いては、唯り神職及び官職階級のみならず、強力無法なる者の横暴と劫奪とに由つて何人の財産も安全を缺いて居つた。此の王朝の末期、即ち凡そ西紀前二千八百年代に於いてウルカギナ王は有司等の誅求を滅絶せしめ、偷盜に對して峻烈なる刑罰を科すると同時に、其の臣民中の微賤なる階級を法律によつて彼れ等のより富裕にしてより、強大なる隣人の壓迫から保護せんことを企圖した。斯くて、彼れは美しき驢馬が國王の臣民中の或る者の厩に生れ、而して其の上長が之れを購はんことを欲したとしたならば、彼れは「余の心を満足せしむる限りの銀を支拂ふ」旨を彼れに告ぐるによりてのみ之れを購入す可きことを制定した。而して、此の法律には、若し其の所有者が之れを手離すことを拒絶したならば、彼れの上長は彼れを苦ましめてはならぬと云ふ但書が附せられてゐた。同様に、若し或る大人物の家屋が國王の微賤なる一臣民の家屋に隣接し、而して其の大人物が之れを購入せんことを彼れに申し出づるならば、彼れは「余の心と余の家屋とを満足せしむるだけ多くの銀を支拂ふ」旨を彼れに告げなければならぬものと定められた。而して其の所有者が之れを賣却すること欲しないならば、彼れは其の身に何等の危険をも蒙ることなくして之れを拒絶するの完全なる自由を有す可きであらう。(Leonard W. King, A History of Sumer and Akkad, an account of the early races of Babylonia from prehistoric times to the foundation of the Babylonian monarchy, 1916, p. 182; The Cambridge Ancient History, ed. by J. B. Bury, S. A. Cook and F. E. Adcock, vol. I, Egypt and Babylonia to 1580 B. C., 2nd ed., 1928, p. 387.)。斯くの如きものは國王が其の人民中の弱者たる賣手の爲めにニンギルス神に誓つて定めた「正價」とも見ることが出来る。

然しながら、此の法律に現れた所では、單に「余の心を満足せしむる限りの銀を支拂ふ」ことを命ぜられたに過ぎずして、未だ客觀的標準によつて公正の價格を決定せんとすることはなかつたやうであるが、而も古代バビロニアに於いては比較的確定的にして因襲的なる神殿價格と公開市場の價格とは相並んで存在せるものゝ如く、西紀前二千八百〇一年乃至二千七百九十四年の頃、アッカドの王サルゴンの子にしてキシ及び北バビロニアに於ける他の三市の附近に於ける耕作地の廣大なる地域を買収せる事蹟を其の有名なる方尖塔に残してゐるマンイッシュツス王は、穀物の價格を一シクルに對し一グルに決定せるの事實を示してゐる。又、此の時代に於いては羊毛四マナは銀一シクルに相當した。這般の價格は約三百年間何等大なる動搖もなく市場に於いて行はれて居つたやうである。斯くの如く著しき安定が得られて居つたことは、取引の中心を形成し、大財産を所有し、銀行業務を行ひ、人民の商行為の大部分を支配せる神殿組織によつて助成せらるゝことが大であつたであらう。

西紀前二千年、地方的政權たるエレク市のシン・ガンツド王の記録中には、彼れの治世中に於ける主要商品の最高價格を規定せる公定相場表とも見る可きものが挿入せられてゐる。是れに據れば、銀一シクルの購賣力は小麥三グル、羊毛十二マナ、銅十マナ、若しくは木材(橄欖油?)三十カに定められてゐる。此の時代に於ける銅と銀の價值は

六百對一の比率を維持して居た。(Cuneiform Texts in the British Museum, XXI, pl. 15 ff.; Eduard Meyer, *Geschichte des Alterthums*, Bd I, 1884, S. 512; Leonard W. King, *A History of Babylon from the foundation of the monarchy to the Persian conquest*, 1915, p. 211 n.)。次いで西紀前一千八百八十年乃至六十年の頃に在位せるアッシリア王シャムシ・アダッド二世の治世に於ては、銀一シクルは小麦二ゲル、羊毛十五マナを購入するところが出来た。西紀前二千二百二十五年より一千九百二十六年に互れるハムラビ王朝の法典は其の二百四十一條より二百七十七條に亘つて經濟事項を取扱ひ、作業用の牛及び乳牛等の賃借料、賃借せる動物若しくは物品の喪失に對する責任と共に、賃銀率並びに駄獸及び荷車の使用料を規定してゐる。殊に興味あるものは工匠、煉瓦工、仕立職、大工、石工其の他の賃銀を規定せる二百七十四條であるが、缺損の箇所多くして不明なるもの多きは遺憾である。(Robert Francis Harper, *The Code of Hammurabi King of Babylon about 2250 B. C.*, 1904, pp. 92-95; C. H. W. Johns, *Babylonian and Assyrian Laws, Contracts and Letters*, 1904, p. 67.)

一千九百〇六年及び七年に獨逸の掘鑿者等によつて亞細亞土耳其のボーガーツカイに於いて發見せられた西紀前一千五百年頃のヘテ人の法典にも、諸種の職人の報酬、諸種の家畜・肉類・皮革・穀物及び土地の價格が明確に決定せられてゐる。(G. A. Barton, *Archaeology and the Bible*, 5th ed., 1927, pp. 369-388; Joyce O. Hertzler, *The Social Thought of the Ancient Civilizations*, 1936, pp. 140-141.)

III

斯くの如き法制に先行せられて、價格に關する經濟倫理觀が極めて古くから存在して居つた。

古代希臘に於いては、西紀前第七世紀に於けるソロンの時代よりして價格は上昇の路を辿り、第六世紀に於いては恐らく漸次約五割の増加を來したるものゝ如く、西紀前四百八十年より四百〇四年に至る間には畧々十割の騰貴を見たものと積算せられてゐる。而して商業的資本主義國家を發達せしめたアテナイが、外部との戦争と内部に於ける階級闘争とに由つて漸次其の繁榮を失はんとするに至つた時期に生を受けた大哲プラトンは新原理の上に其の國家を建設せんことを企圖した。而して彼れの心裡に在つては經濟問題は常に正義の問題と緊密に結合せられてゐた。彼れは其の『法律篇』中に於いて、小賣業の利潤を規制す可きことを教へた。斯くの如き任務は其の國家の守護者に委ねられる。法の守護者等は種々なる種類の小賣商業に關する經驗を有する者と會商し、幾許の收入が、經費を控除せる後、小賣業に對し適度の利得を生ず可きかを考察し、而して彼れ等が正しき利潤率なりと認めたるものを文書に録して嚴密に之れを維持す可きである。斯くて又、小賣商業はあらゆる階級の者を利す可く、而して國內に於いて之れを實施せる者に對して殆んど何等の損害をも與ふることなかる可きである。(Legg, XI. 920 C.)。彼れは更らに同書中に於いて曰く「或る人が或る仕事を引受けたる時には、法は賣手に對して與へたと同一の忠告を彼れに與へる。即ち彼れは之れに對して餘りに高き見積を與ふることなく、單に其の眞價に於いて之れを見積る可きものなること是れである。法は又、之れを仕事を引受けたる人にも命令する、蓋し彼れは工匠として確かに其の仕事の價値を知るが故である」と。(Legg, XI. 921 B.)。

即ちプラトンは、財貨が往々にして其の交換せらるゝ割合を異にするを見るも、而も、それは確然たる割合を以つて交換せらる可きものなることを主張するものである。然らば、其處には公正の價格の準據す可き量定し得る共通の品質たる價値の概念が存在しなければならぬ。茲に所謂「價値」なる語は *axia* である。*axia* は *eros* から出る。後者の有する種々なる意味の中には「秤る」若しくは「何々の重量を有する」と云ふ意味を認めることが出来る。斯くて *axia* は一方に於いて重量を意味すると同時に、重要性を表示する意味に於いての重量、即ち價値をも意味する。而して貨幣は初め秤量によつて流通したが爲めに、それは貨幣の量目に對する均等を表示し、更らに進んでは、貨幣の個數に對する均等を表示するが爲めに用ひられる。即ち「價値」は「均等」を意味する。天秤に掛けられた二個の定量が重量を等しうする場合に於けるが如く、平衡を意味するものである。是れに由つて觀れば、價値は物其の者に固有なる品質であつて、價格は必ず之れに對して支拂はる可きものである。然しながら、プラトンは這般の品質の本體が何であるかを論じてゐない。唯だ「工匠は其の製作の價値を知る」云々の語より推して、彼れは價値の主たる要素として労働若しくは生産費を考へて居つたのではあるまいかと思はれる節がないではないが (Albert Augustus Trever, A History of Greek Economic Thought, 1916, p. 23.) 固より此の點に於けるプラトンの所論は極めて不充分であつて、能く其の眞意を捕捉することを得ない。而して *axia* なる希臘語は、前述の如く、重要な程度を表示する意味に於いての重量、即ち價値にも使用せられる。是に於いて乎、プラトンは又、富の價値を以つて、之れを所有する者の賢明なる使用と性質とに依存するものと觀て居つた。(昭和四年版拙著

『經濟學前史』八六一—九頁参照)。

プラトンの弟子アリストテレスは其の師よりも遙かに多く新たななる社會の發達と和解せるの觀がある。而して、彼れの價格論は、日常普通の現象と爲れる交換をして其の倫理哲學の中心思想たる正義論と一致せしめんとするの企圖であつた。彼れは貨物の交換に於ける價格の重要性を明確に認識し、而して價格の決定に於ける労働時間の地位を強調した。彼れは又、交換が等價を確立することを體得した。而して彼れは交換なくんば、商的結合は可能ならざる可く、等一化なくんば、交換は可能ならざる可く、又同一單位を以つて測定せられ得るものたらしめらるゝの可能性なくんば、等一化は可能ならざる可しと做し、而して一切の生産物が測定せらる可き共通の標準を以つて欲望 (*Yotes*) なりと觀、而して因襲によつて設定せられたる欲望の代理者の一種を貨幣に求めて、交換價値形態のより以上の分析を放棄したのであるが、而も、彼れは交換に先立てる比例的平等を以つて至要のものとして考へたのである。斯くて、彼れは交換價値を以つて、價格より離れ、又或る特殊の交換行爲に先んじて存在するものと看做したるが如くである。而して彼れに取つての問題は價格の決定よりも寧ろ正義の實現に存して居つた。正義は人間に適用せらる可きものであつて、物に適用せらる可きではなく、生産者に適用せらる可きものであつて、生産物に適用せらる可きではなかつた。斯くて、公正なる價格は、彼れの擧げたる例に従へば、専ら家屋若しくは靴に附屬するに非ずして、寧ろ建築師と靴工の間に於ける關係に相當する公正價格關係が家屋と靴との間に存するのである。(E. H. Nic, V. V. SS 3-12. 前掲拙著二一五—二四頁参照)。

四

プラトーン及びアリストテレスの經濟觀と好箇の對照を成すものは羅馬法の其れである。そは峻嚴なる團體的要素の猶ほ殘存するもの多き希臘社會に比して著しく個人主義的であつた羅馬の經濟組織を反映するものである。羅馬法は商取引に於ける價格の決定を全然契約當事者の自由意志に委した。(『三田學會雜誌』第三十三卷第十號所載拙稿「效用價值學說史の一節」三三四頁參照)。西紀前五世紀の中葉に成つた十二表法は價格の法定を市場の動搖に委ねて、何等之れに干渉せんと企圖することがなかつた。唯だ例外と見らる可きものは貸付利率の制限であつた。而も、同法に規定せられたる最高利率が事實幾許であつたかは頗る疑問であるばかりでなく、抑も同法が果して這般の規定を設けたか如何かすら問題とせらるゝ所である。(『三田學會雜誌』第二十八卷第五號所載拙稿「リキニウス法前後」一八一—一九頁參照)。加之、元來羅馬に於ける這般の規定は、あらゆる貸付が或る一定の價值以上を有することなく、而して之れに對する報酬として支拂はるゝ利子が正しく這般の價值を超過することを許さる可きに非ずと做すの思想から發生せるものではなく、這般の立法の動機は寧ろ純乎たる政治的のものであつて、高利の害惡に由つて醸生せられつゝあつた重大なる政治的危險を防止せんとするに在つたのである。(前掲拙著第一四〇—一四一頁參照)。而して爾後幾世紀の間、價格は依然として何等の限界なく個人的恣意に任せられ、法は最も法外なる價格と雖も敢て之れを制壓せんとすることがなかつた。(Rudolf Kautla, Staat, Stände und der Gerechte Preis. Ein Beitrag zur Geschichte und Kritik des ökonomischen Wertproblems, 1936, S. 11.)。西紀第一世紀前半に於ける

有名なる法曹ポンポニウス(Sextus Pomponius)の定期に曰く、賣買に際し、相互に他を欺瞞せんと試むるは、契約當事者に對して當然許容せらるゝ所であると。(Codex. hb. IV, tit. xlii de rescindenda Venditione.)。

異常なる好條件に恵まれて高度の繁榮に到達した初期羅馬帝國の經濟的黃金時代が遠い過去に去つた時、從來のものとは著しく相違せる概念が帝國の立法に現れることゝ爲つた。這般の變化は皇帝ディオクレチアヌス(Diocletianus)の治下に發布せられたものと云はれてゐる二個の法規によつて明瞭に徴示せられる。其の一は *laesio enormis* の規定と稱せらるゝ所のものである。詐欺的行爲の存しない場合には、奉行は、單なる價格の不當を理由として、賣買を取消すことを許されなかつたが(Dig. IV, xvi, 4)ディオクレチアヌスの法制は眞價の半ば以下を以つて販賣せられたことが後に至つて發見せられた場合には、買手が其の充分なる價值の全額まで附加的支拂を行ふに非ざれば、賣手は損害を理由として、契約を取消すの權を有することを認めたのである。(Rem majoris pretii si tu vel pater tuus minoris pretii distraxerit, humanum est, ut vel, pretium te restitente emtoribus, fundum venditum recipias, auctoritate judicis intercedente, vel, si emtor elegerit, quod deest justo pretio recipias. Minus autem pretium esse videtur, si nec dimidia pars veri pretii soluta sit. Codex, IV, xlii, 2, 8.)。此の法令は西紀二百八十五年にディオクレチアヌス及びマクシミリアヌス(Maximianus)によつて發布せられた二法規中に存する所であるが、而も、是れ等のものは補挿の形跡あるものであつて、斯くの如き準則は遙かに後に至つても認められなかつた證據が存すると做すの説も存してゐる。(W. W. Buckland, A Manual of Roman Private

Law, 1925, p. 281.)。此の規定の文字は全然一般的であるに拘らず、一部の論者は、擧示せられたる例が農圃なるを理由として、此の法律は唯だ單に土地のみに適用せらるゝものであると主張してゐる。此の規定は羅馬が新たな基督教の若しくは寧ろ東洋的教理の影響を受けたる證左と看做さる可きものであり、有力者 (Potentes) に對する貧者保護の一部を構成するものであつて、其の反對に、價格が法外であつた場合に、賣手が公正なる價格を收受することを承諾するに非ざれば、買手は其の契約を撤回することを得るや否やは議論の存する所であつた。(Charles Maynz, *Éléments du Droit Romain*, 2^e me éd., 1825, § 297.)。

第二のものは、あらゆる種類の貨物及び勤務に對する價格表を定め、這般の公定相場を超過せる價格を徴する者に對して極刑を科せる紀元三百〇一年の勅令 (De Pretiis rerum venalium) である。然しながら、此の有名な三百〇一年の「物價に關する勅令」は必ずしも新奇なるものではなく、彼れの以前に於いて、又彼れの以後に於いて屢々試みられた所のものである。陸上輸送の遲緩と多費とに由る所の多い食料供給の問題は羅馬帝國が取り扱はなければならなかつた最困難なる問題の一であつて、是れに由つて不當利得と投機とを誘致し、従つて又、富者による貧民の抑壓を誘致するの傾向が存して居つたが爲めに穀價規制は猶ほ主として自由主義が行はれて居つた帝國時代の初期、皇帝ティベリウス (Tiberius) 及びネロ (Nero) の時代に於いてすら時々必要に驅られて設けられたるの證左が存してゐる。(Tacitus, *Annales*, ii. 87; xv. 39.)。地方的ではあるが、更らに一般的なる性質を有する處置は地方的飢饉と關聯してドミティアヌス (Domitianus) 及びマルクス・アウレリウス (Marcus Aurelius Antoninus) 等の諸皇帝によつて屢々採られた所である。(M. Rostovtzeff, *The Social & Economic History of the Roman Empire*, 1926, p. 590.)。而も、ディオクレティアヌスの物價統制は其の詳細が今日に傳存する唯一のものであるばかりでなく、初めは單に非常時窮迫時に於ける一時的應急的處置として採用せられた所のもが此の時代に至つて永續的一般的政策と化するに至つた點に於いて注意せらる可きものである。

軍費支出其他の財政上の問題は第二世紀以後に於いて至要なるものと爲つた。政府は増税と債務解除との間を往復し、次いで通貨改惡の擧に出でた。第三世紀間に於いて外部よりの危険は一層切迫せるものと爲つた。カラカラの時代に於いて凡そ四十萬を算した軍隊を支持するの費用は固より莫大なる高に上らなければならなかつた。斯くの如き國家的破産の脅威に際して書かれた處方箋は依然として通貨價值削減と増税とであつた。而して課税泉源は前世紀中に萎縮し、又皇帝セヴェルス (Severus) の時代以來、愈々多くの土地は耕作を廢せらるゝに至つたが爲めに、國家の要求は一層重壓の度を加へた。強制及び國家社會主義的規制は徐々に確立するに至つた。トラヤヌス (Trajanus) 及びハドリアヌス (Hadrianus) の時代に於いて控へ目に適用せられた所ものは今や發達して確定的制度と爲つた。第三世紀に於ける平和に對する緊切なる要求は結局ディオクレティアヌスの治世に於ける默從を招來した。(The Cambridge Ancient History, Vol. XII, *The Imperial Crisis and Recovery* A. D. 194-324. 1939, chap. vii.)。亂雜を極めて居つた通貨制度を改革せんことを企圖せるディオクレティアヌスの擧は投機と價格動搖とを誘起した。蓋し、經驗は人々に斯くの如き改革が長く持續することなきを常とせるを教へたが爲めである。是

に於いて乎、ディオクレチアヌスは財貨及び労働の最高價格表を作製して、之れが勵行を企圖したのである。

此の「物價に關する勅令」が帝國の全版圖に亙つて施行せられたものであるか如何かに就いては、説が分れてゐる。一説に従へば、ディオクレチアヌスは之れを特に當時羅馬の貨幣が初めて地方的通貨に代つて使用せらるゝに至れる東方に於ける自己の屬領に揭示せしめたものであると云ふ。即ち此の價格表は唯り、希臘、埃及及び東洋に於いてのみ發見せられ、西方に於いては看出さるゝことなきが爲めである。西方の諸皇帝は或ひは之れを破損し易き資料に刻して揭示したものであるまいかと云ふ意見も行はれたのであるが、而も論者は是れ等のものが帝國の全領域を通じて揭示せられたと云ふ證據は存することがないと主張する。(Tenney Frank, *An Economic History of Rome*, 2nd ed., 1927, p. 502; *Paulys Real-Encyclopädie der Classischen Altertumswissenschaft*, V, 1905, S. 1947-1957.)。而も、惟ふに、此の勅令は帝國全般に對して發布せられたものではあるが、而も西方に於いては恐らく常例の告示方法を以つて足るものと考へられ、東方に於けるが如く、長く其の條項を銘刻して揭示するの要なきものと認められたのであらう。

ディオクレチアヌスは複雑なる幣政上の問題に當面した。蓋し、鑄貨は唯り量目に於いて不同であり、品位に於いて劣等であつたばかりでなく、甚しく不信用であつて、大部分個數による其の使用は回避せられた。是に於いて乎、彼れはあらゆる手段を盡して鑄貨をして信用あるものたらしむるの必要を痛感した。彼れは金銀複本位制を再興せんことを企圖し、紀元二百九十年以前に舊金貨に代へて四スクルップルム(*scrupulum*)の新金貨を發行して、

金貨即ちアウレウス(*aureus*)の原基を一封度に對し六十に引き上げ、而して二百九十五年の末に之れに純銀より成る鑄貨を加へた。此の銀貨は一封度に對し九十六に通用するものであつて、ネロのデナリウス(*denarius*)に類似し、單に銀貨即ちアルゲンテウス(*argenteus*)と稱せられて居つたやうである。彼れは又ネロ時代の銅貨アス(*as*)に基けるものであつてアウレリアヌス(*Aurelianus*)及び其の後繼者の XXI と刻印せられたる鑄貨よりも其の大き及び重量に於いて優れるフォリス(*folis*)と呼び習はされた銅に極めて僅かの銀を加へた合金貨幣を鑄造した。又彼れは此の外に其の大き及び重量が前記アウレリアヌスの鑄貨に畧々相等しきラディアチ(*radias*)貨及び小鑄貨をも鑄造した。是れ等合金貨幣の名目價值は其の眞實價值に比して餘りに高く再評價せられたが爲めに市場は更らに攪亂せらるゝことゝ爲つた。豊作であつたに拘らず、貨幣價值の下落は大なる困難を惹起した。ディオクレチアヌスは其の貨幣制度の改革を以つて満足なるものと看做した。而して經濟界は固より之れを拒否することを得なかつたが、而も、皇帝によつて鑄貨に歸與せられたる價值を承認することを肯じなかつた。ディオクレチアヌスに取つては、此は正さにあからさまなる悪行に外ならざるの觀あるものであつて、峻烈なる救濟策を必要とするものであつた。

(Harold Mattingly, *Roman Coins from the earliest times to the fall of the western Empire*, 1928, p. 263.)。貨銀は昂騰の傾向を示し、而して、進軍中の軍隊は其の給料より必要な食料を購入するに窮するに至つた。是に於いて乎、ディオクレチアヌスは、小麥、ライ麥、隱元豆類、レンズ豆類、伊太利亞産葡萄酒、橄欖油、蜂蜜、豚肉、ハム、牛肉、羔肉、牛酪、乾酪、鶏卵、農民用の靴、兵士用の靴、婦人用の靴、所謂「貴人」用の靴、羊毛、ラ

オディケイアの羊毛、紫羊毛、最上亞麻絲、一日の不熟練労働、煉瓦工、石工、大工、冶工、製菓職、造船工、大理石断截工、切嵌細工匠、畫工、裝飾畫工、弟子一人宛及び一ヶ月宛の教師・算術教師・希臘語若しくは幾何學教師等、洵に「洋葱の價格より辯護士の謝禮に至る迄」、人間の勤勞によつて生産せられ若しくは市場に齎さるゝ殆んど總べての物品及び勤務に對して最高價格を規定せる勅令を發したのである。(A. R. Burns, Money and Monetary Policy in Early Times, 1927, p. 435.)

眞の諸物價騰貴を抑止せんとする一般的意向並びに鑄貨の再評價に由る物價の人為的騰貴に對する兵士の保護は實に此の有名なる「物價に關する勅令」發布の理由として其の前文中に掲げらるゝ所である。然しながら、此の勅令の企圖は遂に失敗に終り、物價は依然として下落することなきか、若しくは更らに一層の騰貴をすら來したと云はれてゐる。之れを要するに、這般の法則は嘗だに幣政改革に伴へる物價騰貴の惡影響より免れ、併せて不當なる利得を貪るの舉を抑制せんとするのみならず、初期帝政時代の經濟的隆盛期が消滅し、生産階級が著しく疲弊せるの秋に當つて、彼れ等をして收支相償ひ且つ幾分の利潤ある賣價を確保せしめんことをも亦、企圖せるものと見ることが得可きものであらう。(Kautila, a. a. O., S. 19.) 洵に當時に於いては、完全なる國家社會主義の實施は羅馬帝國が其の存在を保ち、又、殘餘の舊ブルジョワ社會、舊文化、附帶的には又舊經濟制度が救濟せらるゝことの出來た唯一の道であつた。

五

インフレーションは第四世紀に於いても繼續し、而して鑄貨制度は殆んど全く填滅し去つた。總がて、少くとも西地中海岸地方の領域は物々交換若しくは秤量通貨制度に復歸した。斯くの如き經濟的自由放任主義より國家社會主義への移行に伴へる社會的不安、人心動搖の間に、確く歐羅巴の人心を捕へることの出來たものが基督教であつた。羅馬國は死を以つて基督教祖と其の教徒とを迫害した。而も、新宗教は嘗だに滅絶せしめらるゝを得なかつたのみならず、第四世紀末迄に羅馬帝國をして自己の手中のものたらしめ、第七世紀迄に古羅馬を敗滅せしめて、其の跡に新羅馬を植へ附けたのである。

夙に第二世紀の終りに於いて、基督教團は唯り南ゴールのみならず、ライン及びモーツェル地方にも存在して居つた。曩きに東方より南ゴールに傳來した基督教が今や急速に同地方よりライン河に沿ふて北ゴールに弘布したことは羅馬帝國內に於ける活潑なる商取引に負ふ所多きものである。基督教の普及は軍隊よりも寧ろ伊太利亞よりゴールに來れる商人、職人及び労働者に依る所大なるものであつた。羅馬時代に於いてすら基督教徒は唯り商業の中心たる都會に於いてのみならず、地方に於いても亦、看出された。(大體に於いて、異教即ち Paganism は都會に於けるよりも地方民即ち Pagani の間に命脈を保つて居つたのであるが)。

基督教父の間には聖書の教義に基ける正價觀念が早くから存して居つた。使徒パウロは「帖撒羅尼迦前書」に於いて「又、此の事に就いて兄弟を欺き且つ害せざらんことを要め給ふ」と教へてゐる。(同書第四章第六節)。此の語は基督教が羅馬社會に入るに及んで、總がて交換經濟觀上に特殊の適用を見ることが爲つた。凡そ西紀三百十三年の

頃にコンスタンチヌス大帝(Constatinus)に招かれて其の子クリスプス(Crispus)の師傅と爲れるラクタンチウス(Firminus Lactantius)は二人の異教徒によつて信仰に對して加へられたる攻撃に對する基督教の辯明書神の掟』(Divinae Institutiones)の第五編 De Iustitia. に於いて個人的倫理及び社會的正義の原理を取り扱ひ、而して前記パウロの教に基き、單に貨物の可能的缺點を賣手に指示することが賣手の責任であるばかりでなく、買手は決して賣手の過誤によつて利得す可きでない」と云ふ教理を發達せしめた。即ち、彼れは言ふ、僅小なる金額を以つて之れを買はんが爲めに、金の賣却を申し出でつゝある人の錯誤を指摘することなき者、若しくは自己の利得又は利益を企圖するが爲めに、逃亡奴隸又は歪める家屋を賣却せんとしつゝあることを告白することなき者は、賢明なる人に非ずして、陰險にして狡猾なるものであると。陰險及び狡猾は言語を發すること能はざる獸にも亦存する。然も、智慧は唯り人へのみ發する。賢人は決して利得の追求に耽ることがない。蓋し彼れは斯くの如き現世的利益を輕視するが故である。彼れは又何人をも欺瞞せらるゝが儘に委することがない。蓋し、人々の錯誤を補正するは善人の義務なるが故である。(Divin. Inst., lib. V de iustitia, cap. xviii in f.—Jacques Paul Migne, Patrologia cursus completus, 1844, vi, p. 608.)

六

次いで古代基督教會最大の教父たるヒッポの聖アウグスチヌス(Aurelius Augustinus)は彼れの神學上の主著たる『三位一體論』(De Trinitate)第十三編第三章に於いて、「或る種の欲求は萬人に共通なるが故に各個人によつて

承認せらるる」(Voluntates quaedam eadem omnium singulis notae.)と題し、利益追求の念が人間に自然なることを注意し、或る演劇に現るゝ道化役が「汝は捨値にて買ひ、高値を以つて賣らんと欲す」と云へるを以つて萬人の悉く承認する所なりと做し、而して「此の道化役は自己を省察し、若しくは他人に關する其の經驗に由つて、あらゆる人は捨値を以つて買ひ、高値に賣らんと欲するの傾向あるものと思惟する。然しながら、そは眞に不善なるが故に、總べての人は能く這般の傾向に抗し、之れに打ち勝ち得可き正義に到達するを得可きである」と做し、茲に彼れは自己の賣らんとする書籍の價值を知らずして低廉なる價格を要求したる者に對し、其の正しき價を支拂へる人の例を舉示してゐる。即ち、彼れは「余は、寫本の購入を求められたる時、其の賣手が此の寫本の價值を知らなかつたのを見て、彼れに其の豫期しなかつた『公正の價格』を與へたる人を知る」(此の買手は明かにアウグスチヌス自身を指すの字句) (Sed quoniam revera vitium est, potest quisque adipisci eiusmodi iustitiam vel alicuius alterius viti, quod huic contrarium est, incurere pestilentiam, qua huic resistat et vincat. Nam scio ipse hominem, cum venalis codex ei fuisset oblatus, pretique ejus ignarum et ideo quiddam exiguum poscentem cerneret venditorem, justum pretium, quod multo amplius erat, nec opinanti dedisse.)と説いて、茲に中世正價論の基めを開いたのであるが、而も這般の價格を決定する所のものを發見せんとするが如きことはなかつた。(De Trinitate, lib. XIII. cap. 3—Migne, op. cit., xlii, p. 1017, 1018.)

然も、アウグスチヌスは基督教々理をして或る程度まで羅馬の貨幣經濟と一致せしめ調和せしめんと企圖した。

彼れは利子の徴收を禁じたが、労働を尊重すること極めて大であつて、是れを以つて人をして倫理的完成に赴かしむるの手段であると做し、修道院に在る者と雖も之れよりして免る可きものに非ずと説き、而して人は生計を取得するが爲めには農業及び工業のみならず、賣買にして正しく (*boneste*) 行はれたならば、即ち換言すれば、人が公正なる價格を請求し且つ支拂ふならば、商業にすら従事するを得可きものであると觀たのである。「漁色は常に禁止せらるゝも、商業は時に合法であり、時に不法である」。彼れは「我れは商賣 (*negotiationem*) を知らざれば」と言へる「詩篇」第七十(七十一)篇第十五節の章句に就いて曰く、「基督教徒は商業に従事す可きに非ずと主張せらるゝを得可きが如くである」が、而も商人は之れに答へて「余は遠隔の國々より財貨を取得し招來しつゝあるものである。余は單に余の労働に對して賃銀を得んと試みつゝあるに過ぎざるものである、而して、労働者は當然其の工錢を受く可きものである。是れよりして余は正しく余が與へたる價格よりも高價に販賣するを得ることゝ爲るのである」と稱する。アウグスチヌスは語を續けて言ふ、「余は貪婪なる商人を善しと觀るものではない、蓋し、貪婪なる者は彼れが損失を蒙りつゝある際には神を冒り、其の商品の價格に就きて虚言を吐き、偽りの證^{あかし}を立つ。然しながら、そは犯す者の罪であつて、職業其の者の罪ではない、そは斯くの如き罪惡を行ふことなくして行はる可きものである。」

(*Negotiator avidus acquirendi pro damno blasphematur, pro pretiis rerum mentitur et peccat. Sed haec vitia hominis sunt, non artis quae sine his vitis agi potest.*)。縦令ひそれが製靴業、裁縫業、農業であつても、總べての職業に在つて、罪は犯される、而も非難を受く可きものは職業ではなくして、罪を犯す人である。是れよりして、

賣買及び商業は、そが虚言を吐くことなく又偽證の罪を犯すことなくして行はれるとするならば、合法であると云ふ結論を生ずる。正直なる農夫が存すると等しく、正直なる商人は存し得る。「哲學者」は言ふ、各人は食料、被服、住宅等の如き彼れが其の生存の爲めに自ら生産することを得ない多くの物を必要とするが故に、人は社會の中に、換言すれば、他の種々なる職業の人々と共に、生活しなければならず、而して彼れ等は其の成員が彼れ等相互の利益に對して彼れ等の財貨及び勤務を交換する交易團體を形成すると。斯くて、賣買及び商業は害惡ではなくして、自然法に従へるものである。而してカシオドルス (*Flavius Magnus Aurelius Cassiodorus*) が商賣は安く買ひて高く賣ることを意味するが故に、そは不法であると稱するの時、斯くの如きは單に、穀物の如き生存に取つて必要なる財貨を稀少ならしめ、而して後、專斷的に設定せられた價格に於いて之れを販賣するが爲めに、其の總べてを買ひ占むる商人に適用せられ得るのみである。斯くの如き商人は聖堂及び總べての神聖なる場所より逐ひ出さる可きである。(Enarratio in Psalmum LXX. vers. 15.)。

七

斯くの如き公正の價格に關し、又、商取引是認の範圍に關するアウグスチヌスの言説は是れよりして八九世紀の後に至り、第十三世紀に於ける大スコラ哲學者等の正價論及び商業論の出發點を供給することゝ爲つたのである。

交易は、中世の初期を通じて、伊太利亞及び南部佛蘭西地方に於いて、殆んど他に比類を見ざる迄に残存することが多かつた。羅馬法は集團生活の基礎として採用せられて居つた。而して其の發達せる商取引は又、幾多の君主

をして後期羅馬皇帝によつて採用せられたるに等しき政策を採用するに至らしめた。都市に在つては官權は交易殊に價格規制を行はんとした。四百四十八年伊太利亞に侵入した東ゴート王テオドリクス(Theodoricus)大王の勅令は商人側に於ける度量の點に於ける總べての不正なる取引に極力反對し(C. 149, Monumenta Germaniae historica, Leges, 1835-1906, Bd V, S. 167.)、而して彼れは又、公正なる價格が官吏の恣意によつて決定せらる可きものではないことを主張した。(Cassiodorus, Variarum Libri XII, II, 26.)。五百二十六年テオドリクスの死後東ゴートの王と爲れるアトラリック(Athalaric)及びテオゾハッド(Theodahad. 五百三十五—六六年)は特に凶作時に於ける經濟的狀態に關して同様の手段を採つた。(ibid., IX, 5; X, 28.)。即ち是れに由つて觀るに、中世初期に於ては、イナム・ステルネグ(Karl Theodor von Inama-Sternegg)等の説くが如く、一般經濟生活の單純性、整然性及び畫一性が一般に有用なる總べての物件に對して同一の價値を定め、而して種々なる地域に於いて又長期間に互つて這般の價値を維持したと稱するは事實に反するが如くである。(Cf., Inama-Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, Bd I, 1879, S. 266.)。此の時代に於ては、價格の自由決定に必要な總べての條件は缺けて居り、而して買手及び賣手の規則正しき會合所としての市場及び其の他の場所に於ける正味原價の知識は存することなく、加之、生産費は斟酌せらるゝを得なかつたと考ふるは誤謬であつて、生産の現實の諸條件、人民の窮乏狀態、殊に又納稅者等の經濟的生産力は時々價格の決定に際して考慮せらる可きものであつた。皇帝ユスチニアヌス一世は五百五十四年の敕事詔勅に於て同様の態度を取り、價格は市場に従つて定まる可きものと做した。(c. 18, Monumenta Germaniae,

Leges, 5, 173.)。自由價格の利益は斯くして總べての干渉より市場の取引を免れしむるによつて確保せらる可きである。事實上、都市の市場に於ては地方に於けるよりも同一の產物に對して既に、高き價格が支拂はれて居つた。(グレゴリウス大法王(Gregorius Magnus)親翰 VII, 23; Monumenta Germaniae. Epistolae, 1883-1904, Bd I, S. 468.)。唯り伊太利亞に於てのみならず、フランク國王に於ても、早く既に五百三十八年のアルレマンの會議に於て銳意公正なる價格を擁護して居つた。(ibid., Concil., I, 82, c. 30.)。西ゴート法は動産(奴隸・家畜)及び不動産(土地)の賣却に於て公正價格を認め、而して安價(vile pretium)と高きに過ぐる價格とを對比區別した。(v, 4, 6, 7; Monumenta, Leges, sec. I, 1, 219.)。サリ族法の法典も亦明かに公正價格の概念を承認して居つた。(Alfons Dopsch, The Economic and Social Foundations of European Civilization, 1937, pp. 355-356.)。而して遂にカール大帝(Carolus Magnus)に至つて「僧俗其の孰れを問はず、豊凶孰れの場合に在つても、各數量に就いて近く規定せる價格よりも高く食料を賣る可らず」と命ずるに至つたのである。(Capitula regum francorum, de villis.)。

八

斯く正價概念は中世初期の法制中に殘存し、而して基督教神學者は又、價格、を以つて正義感に従つて決定せらる可きものと思惟したのであるが、而も、「公正の價格」は特に第十二世紀の頃よりして、「命題集の大人」(Magister Sententiarum)と稱せられた『命題集六篇』(Sententiarum libri IV.)の著者、ペトルス・ロンバルズ(Petrus

Lombardus) 以來の大スコラ哲學者によつて特に力説せらるゝことゝ爲つた。斯くの如きは第十世紀に於ける宗教的興奮に由つて生じたる寺院建設の情熱に於いて、又聖地奪還の十字軍戦役に於いて現れたる貨幣に對する新たな必要に由る處大なるものである。斯くの如き新たな急迫に當面して、基督教會の人々は再び其の注意を經濟上の諸命題に向はしむるに至り、而して、基督教原理の新たな適用によつて彼れ等が「娑婆世界の原理」たる羅馬法の有害なる傾向と看做したる所のものと戦つたのである。十字軍の結果として多量の貨幣及び地金は續々として西方に流入した。初期資本主義は中世的機構に侵入して、從來の社會秩序並びに傳統的價格制度を覆しつゝあつた。是に於いて乎、如何なる要素が正價を決定するかの問題は最早避け得ざるものと爲つた。

羅馬の哲學者は、或る物が、之れに對して支拂はるゝ價格よりも大なる價值を有することを認めた。而も又、「一定物件の價格は一時的のものである。汝が汝の商品を稱揚することが如何に大であつても、是れ等のものは單に其の賣らる可きだけを値するに過ぎない」と稱せられた。(Seneca, De Beneficiis, IV. xxv.)。而して、羅馬の哲學者は遂に斯くの如き價值の兩方面に存する矛盾を説明することなくして終つた。ストア哲學者に取つては、徳に於いてのみ唯り無條件なる價值は存する。其の他一切のものは悉く其の價值を正しき用途に俟つ不善不惡のものである。是れ等のものは合理的にも又は不合理にも使用せられ得る所のものである。斯くて富の如きものも聖賢の選擇の範囲内に齎されるのである。而して聖賢のみ唯り能く外物を正しく使用するの力あるが故に、彼れ等のみ獨り眞の富者たるものである。之れに反して基督教祖は富の取得を蔑視す可きことを教へ、私有財産を以つて同胞愛の

實現を妨ぐるものであると信じた。ストア哲學は商取引に於ける不干渉の原則に到達し、而して經濟的競争を制限する成法的規定を以つて、利潤を追求する努力の、自然權的に斯くて又原則的に許容せられたる完全なる自由の狀態に於ける單なる例外的侵害であると觀た。然るに教會法學者は、一貨物の正常市場價格即ち公正なる價格以上を之れに對して取得するは不面目なる利得(*turpe lucrum*)であると稱した。不面目なる利得は高く賣却せんが爲めに安く買入るゝより生ずる。(Turpe lucrum sequitur, qui minus emit, ut plus vendat.) (Decretum Gratiani, pars secunda, causa XIV, questio iii, c. 1, 2, 3, 4; questio iv, c. 9.)

交換は平等なる價值の上に存す可きものであり、販賣は公正なる價格を以つて行はれなければならぬ。教會法學者は双務契約に於ける正當と衡平とを以つて嚴密に相等しき義務の交換、換言すれば、一方の當事者によつて致さる可き勤務の價值は他の當事者によつて致さる可き勤務の其れと等しくなければならぬものと解釋した。斯くの如き均衡(*aequitas*)を發見するは常に容易なる業ではなかつた。唯一の單純なる場合は、貸付(*mutuum*)の契約に於いて生ずるが如く、引き渡さるゝ物件が貨幣額なる場合である。教會法學者を以つて觀れば、貨幣貸付の契約は一種の賣買に外ならざるものである。而して彼れ等は這般の契約に於ける公正の價格を以つて貸與せられたものと正確に同一價值の代替物即ち貨幣額の返還に在りと觀た。茲に彼れ等のウヅラ(*usura*)理論並びに其の總べての利附貸付禁止の基礎は存する。(前掲拙著四四六―四五三頁参照)。然しながら、大多數の場合に於いては、契約は、そが公正賃銀決定の問題と爲る際には一定勤務の給付、若しくは又、そが公正價格決定、當事者の一方による契約

の破棄又は不履行の結果確定の問題と爲る際には貨幣以外の不動産若しくは動産の交付に關するものである。總べての交換的契約に在つて、教會法學者は、價格を決定するが爲めに、契約當事者によつて供給せらる可き物質的物件及び勤務を注意した。彼れ等は固より其の基礎として需要供給の法則を承認するが如きことなく、彼れ等をして一定不動の價格表を推定せしめたる價値の客觀的標準を有して居つた。彼れ等は一貨物の使用價値が正常の見積に依つて人間の欲望の見地より確定せられ得ることを信じた。然しながら、正常使用價値を出發點と做すは交換の行爲中に表明せらる客觀的欲望が確定的定量たるを推定することであつた。這般の推定に基いて、貨物其の者の中に其の交換價値に於ける變動の原因を求めることが必要であつた。

九

アルベルツス・マグヌス(Albertus Magnus)は實に斯くの如き探究に着手せる最初の人たるの觀がある。彼れは、兩貨物の生産が等しき勞働及び費用の高を表示するならば、是れ等のものは價値に於いて等しく、斯くて又、是れ等のものゝ交換は公正であると主張する。價値は是れ等の二要求によつて決定せられる。「勞働及び費用の平等なる高が相互に交換せられなければならぬ。蓋し、寢床の製造人が之れに對する彼れの投費に相應するだけの量と質とを受理することがなかつたならば、彼れは將來に於いて最早一の寢床をも製造することなかる可く、従つて寢床製造業は滅絶せしめらる可きが故である。其の他の職業に就いても同様である」。(Talīs autem coniectio mediū in commutatione artium mechanicarum est. Artes enim illae destruerentur nūque, nisi faciens, qui per modum

agentis se habet in contractu emptionis et venditionis, tantum et tale faceret, quantum et quale patiens passus est, hoc est ventens, qui per modum patientis se habet in artificiati, quod operatus est laboribus et expensis, commutatione. Si enim lectorum factor pro lecto non tantum et tale accipiat, quantum et quale posuit in expensis, lectum de caetero non faciet: et sic destruetur ars, quae lectorum factrix est. Similiter autem est in aliis artibus.——Ethica, lib. V. tract. ii. cap. 7.)

茲に後のスコラ哲學者の總べてが採つて以つて正價を決定せんと試みたる二概念は導入せられたのである。即ち、勞働及び費用が是れである。而してアルベルツスの弟子であり、中世最大なる系統的スコラ哲學者であつた「天使的博士」(Doctor angelicus) 聖トマス・アクィナス(S. Thomas Aquinas)は、勞働の概念を更らに明確に定義せんとを企圖した。彼れは勞働の尺度を以つて勞働時間であると述べた。二日の勞働を要する生産物は、單に其の半分、即ち一日の勞働を要求するに過ぎざる生産物よりも二倍の價値あるものである。(Patet ergo, quod conjunctio A cum C id est rei duplae cum persona duplo digniori, et B cum D id est dimidii cum dimidio, est iustum distributum et tale iustum est medium.——In X libros ethicorum ad Nicomachum commentaria, lib. V. lect. v.)。然も、トマスは又、分配の正義に於けると等しく、交換の正義に於いても人々の社會的地位を注意す可きものと觀た。恰も、人々の價値が彼れ等の身分に依存すると等しく、彼れ等の勤務の價値も亦然るものである。(Praerea, in iustitia distributiva accipitur medium attendendo diversam dignitatem personarum. Sed dignitas personarum

attenditur etiam in commutativa iustitia, sicut in punitionibus.—Summa Theologica, Secunda Secundae, quaestio lxi, art. 2.)。然るに他方に於いて、當時、工業資本は猶ほ未だ重要な地位を有することなく、生産の條件従つて又生産費の相違は極めて些少であつたが爲めに、彼れは費用の定義を下すの要を認めなかつたのである。洵に、ギルドは生産の條件をして出来得る限り畫一ならしめて、不公正なる競争を抑制せんことを企圖し、使用せらる可き道具の性質、一日の労働時間及びあらゆる生産過程の細目を規制するの準則を勵行し、而して原料に對して支拂はるゝ價格を總べての成員の間に均等ならしめつゝあつたのである。

+

商取引中に包含せられた労働及び費用は公正價格の算定に際して斟酌せらる可きものであるか如何か、又斟酌せらる可きものであるならば、那邊まで之れを勘定の中に入る可きであるかは解答困難なる問題であつた。初期の教父は諸般の取引に於ける商人の利得の性質を精細に論ずることはなかつたが、而も之れに對する彼れ等の言辭は頗る辛辣を極めて居つた。(『前史』三九九頁参照)。然るに、實際經濟生活上に於ける商取引の發達と之れに負ふ所大なる都市の繁榮とは教會諸學者の意見を緩和せしめ、商業是認の範圍を擴張せしめた。(『前史』四一七—八頁参照)。彼れ等は恰も聖アウグスチヌスが八九世紀以前に於いて、即ち教父の教理が羅馬の貨幣經濟と矛盾したる際に試みたるが如く、拒否し若しくは非難し得ざる諸權威に基礎を置ける教理と執拗頑強なる經濟的事實とを論理と辯證との援助によつて調停せんことを企圖した。

販賣の利得に關し、又合法及び不法の商取引に關するアウグスチヌスの主張はスコラ哲學者及び總べての神學上の著者によつて彼れ等が商業及び利潤の問題を取扱ひつゝありし際に引用せらるゝことが多かつた。「論駁し難き博士」(Doctor irrefragabilis)の稱ある英吉利のスコラ學者ヘールズのアレグザンダー(Alexander Halesius)は「商業は合法なりや」(Utrum negotiatio sit licita?)の問題を提供し、『馬太傳』第二十二章第十二節に就いて、「利潤を目的とし、其の儘、何等の變更をも加ふることなくして、之れを賣らんが爲めに、或る物を購入する者は、神の宮より逐ひ出されたる商人である」と言へるクリソストムス(Johannes Chrysostomus)の所言(Vers. 12, Opus Imperfectum, in Matth. Homil. xxxviii.)に依據して之れに答へた。クリソストムスは更らに、商人たらんことを欲する基督教徒は教會に入ることを許さる可きに非ずと宣言した。蓋し、『詩篇』第七十(七十一)篇第十五節に「余は商賣(negotiationem)を知らざるが故に、余は神の讚美を始めん」と稱せられてゐるが爲めである。彼れは更らに語を續けて曰く、「余は商人と呼ばれ得ざる者と斯く呼ばれ得る者とを明かにしよう。或る物件を購入して之れを變形する者、即ち加工せられて有用なる物件たらしめらる可き原料品として之れを購入するが如き人は商人ではない。例へば、或る者が箱を造るの目的を以つて材木を購入し、若しくは本を書くが爲めに數葉の紙を購ふとするならば、斯くの如き者は商人ではない。然も、單に利潤を收めて之れを賣却するが爲めに或る物件を購入し而して其の儘變化せらるゝことなく之れを残すが如き人は商人であつて、神の宮に入ることを許さるゝことを得ない。然しながら、殆んど總べての營業的活動は這般の部類に屬するが故に、基督教徒は商取引を避けなければならぬ。カシオドール

スも亦「余は書籍を知らざるが故に(Quoniam non cognovi litteraturam)(他の拉丁譯に據れば、前記の如く「商賣」(negotiationem)と爲る。へブル原語は *sparot*)、余は神の讚美を始めん」と云へるかの『詩篇』第七十(七十一)篇第十五節の章句に言及して「然らば、商業は單により安く買ひてより高く賣るに過ぎざるものではないか」と問ふた。而して彼れは語を續けて曰く、「斯くの如き商人等を主は、汝等は之れを盜賊の巢と爲せりと稱して、神殿より逐ひ出したのである」と。(cf. *Decretum Gratiani, distinctio 88, causa 11, Palea Eicens*)。然しながら、之れに反するものは前記聖アウグスチヌスの所論である。是に於いて乎、アレグザンダーは解答を與へて曰く、商取引が果して適法なりや若しくは不法なりやに關する問題は人、物、方法、時期及び場所の見地から考察せられなければならぬと。商取引はそが私通及び利附貸付の如く其れ自體に於いて不善なる行爲を包含する時は不法であるが、而も商取引は其れ自體に於いて不善ではない、そは僧侶の如く商取引に従事することを禁止せらるゝ人々によつて營まるゝならば不善と爲る。商取引は先廻りして買ひ占むるが如き邪まなる目的を以つて營まるゝならば不法である。そは日曜日及び祭日の如き須らく禮拜及び祈禱に捧げらる可き時期に於いては禁止せられる。そは寺院の如き主の禮拜に奉獻せられた場所に於いて遂行せらるゝ時には禁止せられる、而して主が神殿より商人を逐ひ出せるは這般の理由に據つてある。商業は我れ等の同胞に彼れの必要とする財貨を供給するの目的を以つて誠實に營まるゝ際には合法である。そは窮迫せる我れ等の同胞を救助するに要する資金を取得するが爲めに營まるゝ際には合法である。商人が生存に取つて必要なる財貨を他の國土より齎し、而して其の腐敗奪取、又は燒失を防止する時は、そは

合法である。彼れの旅行及び給仕の任務は勞働であり、而して勞働者は其の工錢を受くるのが當然である。(Summa Theologiae pars II, questio 1, membrum 1.)。斯くてアレグザンダーは、聖アウグスチヌスの擧示したる商人の主張を採用してクリソストモスの意見を擴大したのである。

而して、聖トマスも亦、マウグスチヌスに依據して、クリソストモスの所言との調和を見出さんことを企圖した。彼れに従へば、或る人が其の家族の維持又は貧民救助の爲めに商取引に由つて相當の利得を求むる場合、更らに又、祖國が生活の必需品を缺くことのないやうに、公共の利益の爲めに商取引に従事する場合、並びに目的として利得を求むることなく、彼れの勞働に對する報酬として之れを見るが如き場合には商賣は合法と爲るのである。(et sic negotiatio licita reddetur; sicut cum aliquis lucrum moderatum, quod negociando quaerit, ordinat ad domus suae sustentationem, vel etiam ad subveniendum indigentibus; vel etiam cum aliquis negotiationi intendit propter publicam utilitatem, ne scilicet res necessariae ad vitam patriae desint; et lucrum expetit, non quasi finem, sed quasi stipendium laboris.—Summa Theologica, Secunda, quaestio lxxvii, art. 4.)。『前史』四一三一—六頁参照)。

公正價格は聖トマスが *pretium datum* と呼んだ市場價格と必ずしも一致するものではなかつた。而も、ギルド制度は十字軍後の數世紀間、歐羅巴の産業生活を支配し、各地方に於ける生産及び販賣を調節し、需要及び供給を整序するの作用を爲して居つた。而してギルドの採れる政策は其の成員に相應なる生計を保證するに存した。斯くの如き目的の爲めに、價格は十分に當業者の勞働及び其の他の費用を償ひ、而して尙ほ幾分の利潤を残すの水準に

於いて決定せられたのであつた。這般の價格政策は教會の代表者等によつて認められたる正義の要求と全然一致する所のものであつた。而も、都市經濟の發達と貨幣交易の普及とは既に此の時代に在つて賣買及び價格に關する思想を變化せしめつゝあつたのである。内外の商業は共に急速なる發展を遂げて、殆んど生産費を知ることを得ざる遠隔地方に於いて生産せられた財貨が地方市場に供給せらるゝこと次第に其の多きを加へた。斯くて中世の神學者は一般に無制限なる商業の發達に伴ふ危険を警告し、聖トマスの如きは純乎たる正義の問題として價格を取り扱ひ、公正價格を以つて事物の客觀的秩序の一分であり、自然法に基礎を有するものと觀、人間社會は正しき賣買と正しき價格なくして持續することを得ずと説き、(Summa, Prima Secundae, quaestio xcvi, art. 4.)、物質的利得をして唯一の經濟的活動の動機たらしむることを防止し、基督教的生活方法を經濟的領域に擴張し、而して傳統的社會組織を防護せんと努むると共に、正價を論ずるに當つて、物の效用と其の販賣に對して提供せられたる高、即ち供給に對して一定の斟酌を加へなければならなかつた。即ち彼れは、販賣を目的とせずして、所有するが爲めに買ひ入れ、後に至つて或る事情の爲めに賣却せんことを欲する者は、縱令ひ、より高價に之れを賣るも商取引を行ふものではないと觀た。即ち、彼れが其の物を改良したるが故に、或ひは其の物の價值が場所若しくは時の變化に連れ、又は其の物を一方より他の場所に移し、若しくは又之れを運搬せしめたる際に生じた危険の爲めに相違したるに由つて彼れは之れを合法に行ふことを得るのである。(Potest enim hoc licite facere, vel quia in aliquo rem melioravit, vel quia pretium rei est mutatum secundum diversitatem loci, vel temporis, vel propter periculum, cui

se expunit, transferendo rem de loco ad locum, vel etiam ferri faciendo.——Summa, Secunda Secundae, quaestio xxvii, art. 4.)

十一

依然として費用を價格中に算入しながらも、眞價若しくは一般的價值の基礎として效用を重視せんとするの擧は次第に其の歩を進めた。

トマスと同時代の人であり、「熾天使博士」(Doctor seraphicus)の稱あるボナヴェンツァラ(Bonaventura, Johannes Fidanza)に従へば、交換は、之れなくしては個人に取り其の欲望の充分なる満足は可能ならざるが故に必要なもの觀あるものである。(Determin. Quaest. P. II, q. 14.)彼れは交換の正義及び價值の平等に就いて説くことがなす。而して、彼れは語勢を強めて cupiditas hominum valorem rebus imposuit vel opinio, quia si opinio hominum vellet, stannum plus valeret sicut aurum vel argentum. と説いて、主觀價值學說の學徒たるの概を示してゐる。(Serm. de Temp. Fer. II, pr. Pascha.)。彼れは斷乎として、各人が交換よりして利潤を期待するものと觀る。即ち、彼れは、人が受理せんことを希望する財貨は彼れ自身が之れと交換して引き渡す財貨よりも受領者によつて其の價值に於いてより高く見積らる可きことを宣明した。carius habetur illud, quod emitur, quam pretium, quo emitur. (Serm. III, 32 qu. 5, ad 1.)。彼れは唯だ他の箇所において、表面的に、價格に對する勞働及び費用の重要性に觸れてゐるに過ぎなす。(in terra sterili et saxosa agricola plus laborat etsi fructus paucior, sed

precium maius, et quae difficilius elaborantur, saepe carius venduntur——De sex aliis Seraph. c. V, 10.)° (Dr. Edmund Schreiber, Die volkswirtschaftlichen Anschauungen der Scholastik seit Thomas v. Aquin, 1913, S. 127-128; Dr. Hans Georg Schachtschabel, Der Gerechte Preis. Geschichte einer Wirtschaftsethischen Idee, 1939, S. 108.)°

聖トマスの死後直ちに起れる反トマス運動の最有力者「莊嚴なる博士」(Doctor selemnis)ガンのアンリィ (Henri de Gand, Heinrich von Gent)は彼れの同時代の人よりも更らに善く商業の正當と其の效用とを了解し、財貨が再び之れを賣却するが爲めにそを購入せる者の手中に於いて受けたる場所、時間及び状態の變化に基ける利潤の適法なることを明確に承認した。交換に於ける價値の平準は絶對でなければならぬ。(XV Quodlibeta. tom. I, qu. 40.)° 各個の財貨の價値決定に於いては、彼れはあらゆる財貨には之れに附着せる正常價値の存することを主張する。洵に財貨の價値はそが各個の人間に與ふる效用によつて決定せられる。價値は場所及び時間に依つて相異り、殊に現存流入高に依つて異なるものである。そは人間の勞働等に依つて高めらるゝことが出来る。然しながら、一定の關係の下に在つては價値は常に確定せられたるものとして現れる。(Quod, VI, 22.)° 這般の確定的價値の等一は交換に取つては自然法的要求として想望せられる。(Quod, II, 15.)° 而も、財貨の正常價値は精密に算定せらるゝこと能はざるが故に、人は勿論單に概算を行ふことを得るに過ぎない。公正價格の半ば以上の不當利得が生じた際に於いて契約は初めて無効なる可きことを宣言せる羅馬法の規定は成法に取つては適切である。斯くて商業の目的

は出來得る限り公正の價格に接近するに存する。(Quod, III, 28.)° 然しながら之れが爲めには充分なる決定の自由が持續せられ而して疑ひなき價値認識が財貨の上に存しなければならぬ。唯り斯くの如き場合に於いてのみ交換に際して何人も彼れの受理せる所よりも多くを與ふることなかる可きである。(Quod, II, 15.)° (Schreiber, a. a. O., S. 132-133; Schachtschabel, a. a. O., S. 108-109.)°

英國のフランチェスコ教團員であり、「堅牢不拔の博士」(Doctor solidus et fundatissimus)と稱せられたミッドルトンのリチャード(Richard of Middleton, Ricardus de Media Villa)は商取引が三個の理由に據つて合法たるものであると看做した。第一は、人々の相異れる欲望と其の結果たる相互的勤務即ち交換に對する彼れ等の需要であり、第二は、人々は總べて神なる一の君主の下に在るが故に、彼れ等は其の交際に於いて相互に援助す可きことを自然が正しく命令せることであり、第三は、種々なる國々の自然的資源及び産物は其の數量及び品質に於けると等しく種類に於いて相異なることである。リチャードはアリストテレスに従つて效用を以つて價値又は價格の本體と看做しながら、交換に際しては兩當事者が利得する所以を明かにし、是れに由つて商取引が營利的ではあるが合法なることを示した。彼れは自然によつて異なる賦與を受けたるA及びBの兩國を假定し、而してA國は穀物を産すること豊かなるも、殆んど葡萄酒を産することなく、之れに反し、B國は葡萄酒に富むも穀物を缺くものとする。吾人は一貨物の市場價格若しくは公正價格が其の夥多若しくは稀少によつて異なることを知る。同一の貨物も其の夥多なる際には、其の稀少なる際に於けるよりも低く評價せられる。斯くの如くしてA國に於ける一セクスタリウ

△の穀物はB國に於けるよりも低廉なる可く、其の反對にA國に於ける一ドリウムの葡萄酒はB國に於けるよりも高價なる可きである。是に於いて乎、交易及び商業の業務は自から供給を均等化す可きである。斯くて商人はA國に於いて低廉に穀物を購入して、之れをB國に於いて當時行はれつゝある之れよりも高き市場價格に於いて賣却し、若しくはB國に於いて低廉に葡萄酒を購入し、而して之れをA國に於いて行はれつゝある之れよりも高き市場價格に於いて賣却し、是れに由つて消費者は各々の貨物に對して其の各自の國家に於いて行はれつゝある正常價格、即ち公正價格を支拂ふが故に、實際上毫も過當の價格を要求せらるゝことなきものである。交換は平等であるが、而も猶ほ商人は彼れの利潤を取得する。而して彼れは孰れの國をも損傷することなきのみならず、兩者に利益を齎すを以つて、彼れは正當に利潤を收むるものである。Vides ergo quando possent esse iustae in se mercationes lucrativae propter mutuum indigentiam in diversis partibus mundi. 是に於いて乎、彼れの利潤はウズラでもなく、又醜陋なる利潤 (turpe lucrum) でもない。吾人が國際貿易に於いて看出すと同一の交換平等の原則は其の自國內に於ける個人の商取引にも亦、適合する。消費者の受理する貨物は、彼れが之れに代へて與ふる貨幣よりも彼れに取つて更らに直接の效用あるものであり、之れに反し商人に取つては彼れが其の貨幣に代へて受理する貨幣は彼れの引渡す貨物よりも更らに大なる直接の效用あるものであつて、是れに由つて兩者は交換によつて平等の利益を取得するのである。servata iustitia potest esse commutatio lucrativa tam ementi quam vendenti, quia pecunia, quam vendens recepit pro equo vendito sibi est utilior quam esset equus, et equus utilior est ementi quam pecunia,

quam pro equo dedit, quoniam vendens plus indiget pecunia, quam equo et emens plus indiget equo quam pecunia. (Quodlibeta, II, questio 23, articulus I; Sententiae III, distinctio 33, articulus 3, questio 4.)

同じく英國のスコラ哲學者であり、「明敏なる博士」(Doctor subtilis)と稱せられたる後期フランチェスコ學派の創設者ツンス・スコツス (Duns Scotus)も同一の見解を取ることが多かつた。彼れは商人の取得する利潤が其の國家に致す公の勤務に對し、其の生活上の地位に比例せる俸給であり、而してそが何等の詐術なく又總べて相互に對して苛酷に過ぐることはない賣手及び買手によつて自由に且つ公正に意見の一致を見たる價格に於いて續行せらるゝ誠實なる業務である限り、報酬は正當であると信じた。正規の交易の爲めに財貨に加工を施すこともなく、又之れを輸送し若しくは貯藏することもなく、供給をして稀少ならしめ、斯くて又、市場の水準以上に價格を引き上げるが爲めに之れを買ひ占むる商人のみが唯り不法たるに過ぎなき。(Sententiae, IV, distinctio xv, questio 2, 22 et seq.)

エチディウス・レンヌス (Aegidius Lessius) シャン・ブーリダン (Jean Buridan) シャン・ニキーネリヒ・ツィヤルソン (Jean Charlier de Gerson) ノイニリッヒ・フォン・ランゲンシュタイン (Heinrich von Langenstein) ヨン・ニーデル (Johann Nieder) 其の他のスコラ學者等が經濟的發達と歩調を合せて引き續き種々なる附加と修正とを行へることは吾人が舊著中に於いて述べたるが如くである。『前史』四二〇—四二二、四二四—四二五頁参照。伊太利亞に於いてはシェナの聖ベルナルディノ (Bernardino) は正價の要素として唯り勞働及び費用のみならず、「勤勉」(industria) 即ち新たな企業家の熱意、精勵及び創造的活動並びに企業遂行上の「危険」(periculum)をも

承認した。是れ等のものは商人が價格及び貨幣價値の動搖に由つて利潤を收む可き正當なる口實であつた。商人は經費、勤勉、辛勞、危険及び勞働によつて (*pensatis sumptibus, industria, sollicitudine, periculis et labore*) 適度の利潤を取得せんことを努む可きである。(Sermo XXXIII, art. ii, cap. 8.)。又フイレンツェの聖アントニノ (*Antonino*) は價値の決定要素として財貨の一般的有用性 (*virtuositas*) 及び稀少性 (*raritas*) の外に快適性の程度 (*commoditas*) をも加へた。斯くて價格は數量的に固定せられたる大さとして取り扱はるゝことなきに至り、人、場所及び時の相違に對して餘地を残すことゝ爲つたのである。(Summa Theologica in quatuor partes distributa, p. II. t. i, c. 16, § 3.)。アントニノは正價の上、中、下三様の水準を承認し、其の上層の水準は信用販賣に關して徴せられ得るものと做した。(ibid. p. II. t. i, c. 8, § 1.)。而して「最後のスコラ學者」と稱せらるゝガブリエル・ブール (*Gabriel Biel*) は公正の價格が時を異にし、場所を變ずるに從つて絶えず變化しつゝあることを認めた。(Inventarium seu Repertorium generale super quatuor libros Sententiarum, I, dist. xv, qu. 10.) (『前史』四二一—四二六頁参照)。

斯くて後期スコラ哲學者等は彼れ等の先輩の如く公正價格を靜的客觀的規範として觀ることなきに至り、貨物に固有なるものとしての公正價格の舊觀念は消滅し去つて、之れに代つて更らに屈伸性に富み更らに近世的思想と一致すること大なる價値觀念は發生し來り、公正價格は動的市場變化を抱擁するに足る迄に弛緩せるものと爲るに至つたのである。斯くの如きは實に資本主義勢力の浸漸に由る中世的靜的社會秩序の崩壞を反映するものであつた。

而して競争價格是認の範圍を大ならしめんとするの傾向はサブバ・ダカスチリオニ (*Sabba da Castiglioni*)、ヂアマバチスタ・ルポ (*Giambattista Lupo*)、トマッソ・ブオニンセニ (*Tommaso Buoninsegni*) 及びバルトロメオ・ガスパリノ (*Bartolomeo Gasparino*) 等の第十六、七世紀に於ける伊太利亞神學者の著中に現れてゐる。(昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』二五二—二五三頁、『前史』四二六頁参照)。法律的概念としては、倫理的價格は敗戦の一路を辿りつゝあるの觀があつた。中世的規制は臆がて重商主義的統制に道を譲り、而して重商主義的統制は又、個人主義的自由競争の前に屈するに至るのである。(Edmund Whitaker, A History of Economic Ideas, 1940, p. 412.)。

十二

中世の終りよりして學問が漸次僧侶の手より俗人の手に移り、其の研究の精神が次第に現世的と爲り、古代哲學の自然法概念の浸潤愈々深きを加へ、而して古代羅馬に於けるが如く、法律家が僧侶に代つて再び知識的指導者たるの地位を占むるに至つて後も、スコラ哲學的價値學說の傳統は猶ほ依然として理論的及び實際的領域に残存して居つた。而も、羅馬法の洗禮を受くること大なる彼れ等は又、商取引に於ける自由契約の觀念に對して更らに大なる妥當性を歸與せざるを得なかつた。

一千六百十九年に *Tractatus de commerciis et cambio* を著せるスカッチャ (*Sigismondo Scaccia*) は公正價格の決定要素を分析するに際し、先づ當該物件の内在的效用 (*bonitas intrinseca*) 及び多寡 (*copia vel inopia*) を擧げ、

次いで其の輸送に要する経費及び労働、保存に要する注意及び経費並びに賣手の危険の評価を包含す可きものと做した。(ibid., I, i, 436.)

一千六百七十二年を以つて De Jure naturae et gentium libri VIII. を出し、其の交換價值及び公正價格に關する意見は久しきに亘つて極めて大なる尊重を以つて迎へられたるサムエル・フォン・プーフエンドルフ (Samuel von Pufendorf) は自然現象として價值を取り扱ひながら、恰もスコラ哲學流の方法に従つて公正價格の本質を定義した。彼れは充分に市場及び商品を知悉せる者によつて一般に協定せられたるものが公正の價格と稱せらるゝを得可きものと觀、而して一般的價格 (pretium commune) を規制するに際しては商人が其の財貨を輸入し管理するの労働及び費用を顧慮しなければならぬと説いた。然しながら、彼れは後期のスコラ哲學者と等しく、彼れの時代に於ける商業のより大なる發達と重要性増加とに順應して「費用」の名辭に對して前期のスコラ哲學者によりて承認せられたるよりも遙かに著しく廣大なる意味を與へた。即ち、彼れに従へば、危険も亦、償はれざるを得ざるものであつて、賣手は彼れに取つて有利の程度少なき時機に於ける販賣若しくは支拂遲延の爲めに蒙る損失に對して賠償を受可きものであり、而して、買手、貨幣若しくは貨物の多寡によつて市場が急激頻繁なる變化を受くることは周知の事實なるが故に、市場の情況も亦顧慮せられなければならぬことゝ爲る。(ibid., lib. V. c. 1.)

十三

都市經濟時代、顧客生産時代の靜止的價格、慣習的市場價格に於いて、其の費用價值學說的表现を看出した中世

的正價論が、商業の發達、殊に遠隔地方との交易の發達に伴ひ、交換をして平等ならしめ、價格をして公正ならしむる客觀的標準を見失ひ、漸次效用價值學說的色彩を濃厚ならしめたことは前述せるが如くである。然るに又、國民的工業の發生發達は經濟思想上に重大なる影響を及ぼさなければ已まなかつた。而して、既に價格變動の世界に入りながら猶ほ生産者間に於ける自由競争に對する拘束が多であつた時代には價值を費用の要素によつて決定するは不可能であつて、そが效用の要素によつて決定せらるゝことは免れ得ざる所であつた。然しながら、生産者間に於ける競争が自由無障と爲ると共に、價值は自から生産費に一致せんとするの傾向を示すに至るのである。斯くて夙に商業主義より工業主義に移らんとせる英國に於いて、第十七世紀の後半に、労働を以つて單に價值の創造者たるのみならず、又之れが尺度と觀んとする「經濟學の父」サー・ウィリアム・ペティ (Sir William Petty) を出したのである。(『重商主義』二六六―二六七頁参照)。

次でジョン・ロック (John Locke) は一千六百八十九年八月二十三日に官許を得たる Two Treatises of Government. を公にし、自然法の原理に基いて私有財産を正當視し、是れに由つてあらゆる人は本然に自己のものたる其の肉體の労働と其の雙手の作業とに依つて、他人の共同權を排除す可き權利を取得する旨を論述し。(ibid., pp. 245-246.) 而して、あらゆる物の上に價值の相違を置くは労働なりと觀、人生に取りて有用なる土地の産物中、其の十分の九は労働の成果なりと稱するも極めて内端の計算に過ぎざるものであつて、吾人に依つて使用せらるゝ物に對し、之れに要したる諸般の費用の中で、全然自然に歸す可きものと、労働に歸す可きものとを計算したなら

ば、其の大多數中、百分の九十九は總べて皆、労働に歸す可きものであることを知る可きであると説いた。(Ibid., pp. 258-259.)。斯くの如き思想系統の論理的歸結は、財貨の交換は唯り交換せらるゝ貨物の生産に等なる労働量が包含せられたる際に於いてのみ自然法の要求と一致すると云ふに存する。斯くてロックの自然法哲學は又、スコラ哲學の其れとは別箇の進路を取つて進みながらも、其の公正價格、即ち交換價值と労働價值との一致を表明しつゝある公正價格の概念に到達したのである。而も彼れは其の後年の著 *Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest and Raising the Value of Money*, 1692. に於いては、交易行はれ、貨幣流通する社會状態に於ける自然的價值關係を觀んとして、國法の規定以外に立つ價值として「自然價值」(natural value, natural intrinsic value, natural market value)を云々し、一見前著に現れたる労働價值説とは相容れざるの觀ある需要供給價格説を提唱し、而して法定價值が結局自然價值を動かすの力なきを見たのである。(cf., *ibid.*, pp. 164-165.)。

當時の經濟的社會機構の進歩を直視して、經驗的價值理論を打ち建てんとした者は多く労働費説に赴かんとせるが如くである。ベンジヤミン・フランクリン(Benjamin Franklin)は其の一千七百二十九年の著 *A Modest Inquiry into the Nature and Necessity of a Paper Currency*. に於いて、一財貨の自然價格を以つて其の生産に費されたる正常の労働時間によつて決定せらるゝものと做し、(Ibid., in *Works*, ed. Spark, vol. II, 1836, p. 253 ff.)、而して自然價格が同時に又公正價格なることを強調した。(Ibid., p. 266 ff.)。著者並びに出版の年月共に不明なる第十八世紀の顯著なる文献 *Some Thoughts on the Interest of Money in General and particularly in the Public Funds*.

は又、生活必需品が相互に交換せらるゝの時、是れ等のものゝ價值は其の生産上必然的に要せられ且つ費さるゝの常なる労働量(quantity of labour)に支配せらるゝと做した。(Ibid., p. 38.)。次いで、ジョセフ・ハリス(Joseph Harris)は其の匿名の著 *An Essay upon Money and Coins*, 1757-1758. に於いて、一般物件は人々の必需品支給上に於ける其の眞の効用に從つて評價せらるゝに非ずして、寧ろ是れ等のものを生産するに要する土地、労働及び熟練に準じて評價せらるゝものであつて、諸物件又は貨物が相互に交換せらるゝは畧々此の比準に従ふものと做し、(Ibid., Part 1., p. 5.)、而して大多數の生産に在つて労働は最大なる部分を占むるが故に、労働の價值を以つて總べての貨物の價值を支配する主たる標準と認めらる可きものであると説いた。(Ibid., p. 8.)。

縦令ひ、貨物の眞實價值が單に其の生産に取つて必要とせらるゝ労働量のみによつて規制せらるゝものとは見ざる迄も、一般的生産費を以つて價格の相違を來さしむる原理として提示せるものにリチャード・カンチロン(Richard Cantillon)及びサー・ジェームズ・ステュアート(Sir James Stewart)があつた。カンチロンは「或る物の價格若しくは内在的價值は、其の土地の沃度若しくは産物の分量及び其の労働の品質に注意を拂はざるを得ないが、其の生産に参加せる土地及び労働の分量の尺度なることを了解す可きものと余は思惟する」と做し、(*Essai sur la Nature du Commerce en général*, 1755, p. 36.)、而して彼れは諸物が實際に市場に於いて其の内在的價值に於いて交換せらるゝものに非ざることを認めたのであるが、(Ibid.)、而も、充分なる時間が與へられたならば、市場價格の影響の下に、供給は需要に適合するものと觀たのである。(cf., *ibid.*, p. 83-81.)。彼れ曰く、實際の市場價格は概して「内

在價値より多く離れることがない」と。(Ibid, p. 157.)。而して、スチャワートは「二重の競争」(double competition)によつて「仕事と需要との間の天秤」(the balance between work and demand)が正しく平衡を維持する間は、價格は其の財貨を生産する眞の經費に、製造業者及び商人に對する利潤として少額を附加せるものと正當なる比例を以つて看出さるゝものと思惟したのである。(An Inquiry into the Principles of Political Economy, 1767, p. 217.)。

十四

自由主義經濟學の成立と共に、正價學説は事實上消滅し去れるが如くであるが、而も公正價格の理念は種々なる姿に於いて残存し續けた。重農學派の「自然價格」は宗教より離脱せる形態に於けるスコラ哲學的正價であり、自然法の新たな術語を以つてせる舊正價である。彼れ等は、主として重商主義に基く諸般の政策及び制限を以つて、經濟生活の倫理的基礎、即ち、人と人、州と州、國民と國民との間に、是れ等のものを相互に分離する政治的境界に關することなくして、商取引を支配す可き交換の平等、公正の價格若しくは交換上の正義と矛盾するものであると觀たのである。アダム・スミスの「自然價格」は、其の理論的基礎に於いて全然相違し従つて之れに到達するが爲めに指定せられたる方法に於いて相同じからざるも、而も實質上舊スコラ哲學の公正價格と同一なるものである。彼れに従へば、價値の理想的尺度は労働である。而して、彼れは價格の原因として使用價値、即ち效用を排除し、労働費に對して優越なる地位を與へた。あらゆる一定瞬間に於いては、價値は需要及び供給の條件によつて決定せらるゝのであるが、而も、競争の作用する下に於いては、賣手が特に有利なる地位を占むる例外的場合は別として、

それは絶えず生産費に歸向する。アダム・スミスが自由貿易と無拘束なる商業とを要求したのは「自然的自由及び正義」の理論的結果としてである。(Gustav Schmoller, Die Gerechtigkeit in der Volkswirtschaft, in Jahrb. f. Ges., Verw. u. Volksw., N. F. Jahrg. V, Heft 1, 1881, S. 20.)。而して、自由なる個人的競争は「アダム・スミスの最大なる學徒」リカードオに在つては總べての勞作しつゝある人々に對する嚴正なる正義として考へられた。(p. 20.)。彼れは労働費用は市場價格を規制するものであると云ふ理論を發達せしめ、而して結局に於いて労働費用の定量が貨物の交換價値を決定すると做すの説は、彼れの直接後繼者等によつて一層強調せられた。而して彼れ等は資本家によつて提供せらるゝ労働に對する賃銀たる資本利潤が公正價格の自然的要素たることを認めて、是れを以つて經濟的に正當視し得るものであり、必要であるとすら觀たのであるが、之れに反し、地代が之れに應答する勞苦なくして自から地主の手に歸する一種の所得たることを認め、而して其の或る者は課稅權に依る其の沒收若しくは社會化を主張するに至つたのである。

労働價値説は臆がて社會主義者の間に地歩を占め、其の主張に對して科學的基礎を與ふるに至り、一方に於いては、リカードオの價値學説を哲學的是認を以つて反復する者あると共に、他方に於いては、労働を以つて、斷じて自由交易の下に於ける實際の價格形成に對する價値標準ではないが、而も理想的價値の尺度と做すの意見が擡頭した。カール・ロートベルトス(Karl Rodbertus)に従へば、生産物の交換價値と之れに要した労働量との一致は決して事實ではないが、而も常に其の實現を期望し來れる宏大なる國家經濟的理想である。(Zur Beleuchtung der sozialen

Frage, Teil I, 2. Aufl., hrsg. von Mor. Wirth, 1890. S. 68.)

然るに、社會主義的學說の對抗理論として發展せしめられた限界效用學派は經濟學の獨立性自律性を主張して、彼れ等の科學から總べての形而上學的總念と共に公正價格の理念を驅逐した。ゴッセン (Hermann Heinrich Gossen) の如きは、未だ、造物主によつて與へられたる眞の黙示を以つて、「人間！余が創造の法則を探知し、而して是れ等の法則に一致して行動せよ！」(Mensch! Erforsche die Gesetze meiner Schöpfung, und diesen Gesetzen gemäss handle!)と云ふに在るものであるが(Entwicklung der Gesetze des menschlichen Verkehrs, und der daraus fließenden Regeln für menschliches Handeln, 1853, S. 4)國民經濟的動因は外界の自然が支配せらるゝ其れに等しき自己に内在する特有の諸法則によつて規制せらるゝと做すの信念が次第に有力と爲るに連れ、國民經濟學の自然法哲學との緊密なる歴史的連繫より生じたる國民經濟學と倫理學との緊密なる關係は必然消失しなければならなかつた。蓋し、自然法則は其の本質に於いて善惡及び正不正を超えて立ち、而して其の作用は毫も倫理的評價に服することなきが故である。(Kaulla, a. a. O., S. 48.)

然も、社會經濟的過程は機械的なる自然法則性を以つて行はるゝものではない。寧ろ斯くの如き過程は、自覺と一定の目的とを以つて生ずる人間の行爲より成るものである。經濟學は嘗だに生物を取り扱ひつゝあるばかりではなく、一見、自己の生活を指導するの觀ある生物を取り扱ひつゝあるものである。而して國民經濟學上の傾向が現實的と爲り、實際に存するが儘に人間を解釋せんことを期し、をが種々なる動機、即ち非經濟的動機によつても亦

等しく動さるゝものであり、又一定の國民、國家、時代に屬するの事實を認めて之れを解釋するに至り、而して如何なるものが果して有用なりやの問題に對接し、一個人の私的效用のみを考慮せずして、全國民の效用に及び、又、單に現在の瞬間のみを念頭に置かずして、全國民の生涯に想到するに至ると共に、效用の概念は深化せられて、國民經濟學は再び其の最初に於けるより、高き形態に復歸する。究極に於いては、財貨の價値決定に對しても、公正にして倫理的なるものゝ決定に對するが如く「至上命令」が存しなければならぬ。舊派の經濟學者は經濟上の事項に對する國家の關入を擊退し、之れをして其の自然的過程を取るに委せしめんとした。然しながら、言ふ迄もなく國家は決して此の方面に於ける關入者ではない。國家は最初よりして經濟組織の中心に植え附けられてゐる。而して、國家は今や經濟價値の創造に於ける主要なる要素と爲つた。國家が其の國民の經濟生活に干渉す可きや否やは最早問題ではなく、如何に干渉す可きかが問題である。果して然らば、交換價値は如何にして公正の原則と適合せしめらる可きかの問題が復も吾人の前に掲げられたことは當然であると云はなければならぬ。

(附記) 本稿は余が雑誌『改造』本年八月號に寄せたる僅々四頁の隨筆『正價』の敷衍擴張とも見る可きものである。舊著『經濟學前史』第二編第二章「正價論」中の所述は能ふ限り之れを繰り返すことを避けた。尙ほ、井上芳郎、高村象平兩氏より參考文獻其の他に關して示教を辱うしたることを感謝する。